

社会保障審議会児童部会

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」と新潟市の現状と方向性について

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、基準の内容等が検討された。平成25年12月25日に出され、子ども・子育て会議・基準検討部会合同会議へ報告された報告書の概要は以下のとおりである。（※資料2全文）

【基準の区分の詳細】「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において以下の通り定義された。

「従うべき基準」条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。

「参酌すべき基準」地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

項目	国の専門委員会報告書（抜粋）	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案
1. 基準の範囲・方向性について	<p>（1）策定する基準の範囲・方向性について</p> <p>○放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。</p> <p>（2）放課後児童クラブの基本的な考え方</p> <p>○放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 新潟市ひまわりクラブ条例 （平成5年条例第23号） 新潟市ひまわりクラブ条例施行規則 （平成5年規則第45号） 放課後児童クラブガイドライン （平成19年厚生労働省） に定められる基準に従い実施。</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように指導。 児童数20人以上のクラブ（14クラブ）は、第2種社会福祉事業として、届け出が必要であり、社会福祉法に基づき、市が調査し、事業の制限、停止を命ずることができる。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 国が示す基準を踏まえ、新条例等を制定。 新条例や国が新たに示すガイドライン等に定められる基準に従い実施。</p> <p>○民設クラブ 事業開始前に市長へ届出が必要となる。 新条例の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。 市が調査、立ち入り検査し、事業の制限、停止を命ずることができる。 ※子ども・子育て関連3法施行の際、現に事業を行っているものについて適用する場合、子ども・子育て関連3法の施行の日から起算して3か月以内に届出が必要。（子ども・子育て支援法整備法第7条第1項）</p> <p>委託契約内容や補助金交付要綱等の見直しが必要。</p>	
2. 具体的な基準の内容について	<p>【従うべき基準】</p> <p>（1）従事する者</p> <p>○「<u>児童の遊びを指導する者</u>」の資格を基本とすることが適当である。</p> <p>○放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための<u>研修を制度化することが適当である。</u></p> <p>○省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。</p> <p>○有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。具体的な内容については別途検討が必要である。</p> <p>○有資格者となるための資格要件の1つとしては、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。なお、一定の経過措置等の検討が必要である。</p> <p>○様々な経験を持った<u>地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。</u></p> <p>○ただし、有資格者以外の者についても、着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） ・正規指導員 教諭(幼稚園、小・中学校、高校)、保育士、社会福祉士、児童厚生員のいずれかの免許・資格を有するもの （ただし、児童厚生員資格のみの正規指導員は、現状として、「児童の遊びを指導する者」の4号要件（高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの）に該当している。） ・臨時指導員 資格要件なし ・研修について 社協独自の研修受講の他、県主催の研修などに積極的に参加。</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 無資格者のみ 2クラブ 県主催の研修などはその都度市から各クラブへ案内。</p> <p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。</p>	<p>■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要。</p> <p>認定児童厚生員資格制度は、財団法人児童健全育成推進財団が独自に位置づけている制度であるため、「児童の遊びを指導する者」の資格には規定されていない。</p> <p>「児童の遊びを指導する者」児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条</p> <p>・指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の過程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等</p>	<p><論点1> 資格についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・指導員への必要な研修は市としても行っていくべきである。 ・指導員のケアも今後非常に大事になっていくと思われる。 ・様々な障がいの専門的知識を持つ指導員の配置が必要。</p> <p><案> 国の案と同様と考える。</p>

項目		国の専門委員会報告書（抜粋）	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案																																																																																																													
2. 具体的な基準の内容について	【従うべき基準】 (2) 職員の員数	<p>○職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。</p> <p>○小規模のクラブ（20人未満のクラブ）については、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 各クラブに正規指導員（有資格）を2名配置。児童数に応じて臨時指導員を加配。 45人以上 臨時指導員を1人加配。 65人以上 臨時指導員を2人加配。 （以降、同様に児童20人単位で臨時指導員を1人加配） 障がい児受入れに際し、必要に応じて加配。</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 指導員1人：1クラブ （児童数12人・保育園が経営・有資格者） 他は指導員2人以上。</p> <p>○配置指導員1人当たりの児童数（H25.5現在） 公設 8.4人 民設 11.7人</p>	<p>■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要。（再掲）</p>	<p><論点2> 具体的な員数についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・高学年受入れや障がい児の対応など、指導員の員数が足りるか心配。</p> <p><案> 国の案と同様と考える。 小規模クラブ、民設クラブ、地域人材の活用に配慮し、条例には最低員数のみを定める。</p>																																																																																																													
	【参酌すべき基準】 (3) 児童の集団の規模	<p>○規模については、「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね40人までが適当と考えられる。</p> <p>○ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあることに配慮すれば、これまで国の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。</p> <p>○「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね40人程度まで ・最大70人まで </div> <p>○放課後児童クラブ登録児童数別施設数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>40人まで</th> <th>41人以上</th> <th>71人以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（H25.5現在）</p> <p>○ひまわりクラブを一時的に利用する児童数の例</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">桃山</th> <th colspan="2">新潟</th> <th colspan="2">鳥屋野</th> <th colspan="2">亀田西</th> </tr> <tr> <th>全登録</th> <td>114</td> <td>111</td> <td>127</td> <td>109</td> <td>153</td> <td>139</td> <td>117</td> <td>116</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定方法</td> <td>現</td> <td>例</td> <td>現</td> <td>例</td> <td>現</td> <td>例</td> <td>現</td> <td>例</td> </tr> <tr> <td>毎日利用</td> <td>103</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>104</td> <td>104</td> <td>109</td> <td>109</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>週1休み</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>30</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>週2休み</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>週3休み</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>週4休み</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114</td> <td>111</td> <td>127</td> <td>109</td> <td>153</td> <td>139</td> <td>117</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>減児童数</td> <td>▲3</td> <td></td> <td>▲18</td> <td></td> <td>▲14</td> <td></td> <td>▲1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（H25.5現在）</p>		40人まで	41人以上	71人以上	合計	ひまわり	29	48	25	102	民設	14	4	4	22	合計	43	52	29	124		桃山		新潟		鳥屋野		亀田西		全登録	114	111	127	109	153	139	117	116	算定方法	現	例	現	例	現	例	現	例	毎日利用	103	72	72	104	104	109	109	109	週1休み	7	6	30	24	35	28	7	6	週2休み	3	2	18	11	6	4	1	1	週3休み	0	0	3	1	6	2	0	0	週4休み	1	0	4	1	2	1	0	0	合計	114	111	127	109	153	139	117	116	減児童数	▲3		▲18		▲14		▲1		<p>■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。</p> <p>■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要。</p>
	40人まで	41人以上	71人以上	合計																																																																																																														
ひまわり	29	48	25	102																																																																																																														
民設	14	4	4	22																																																																																																														
合計	43	52	29	124																																																																																																														
	桃山		新潟		鳥屋野		亀田西																																																																																																											
全登録	114	111	127	109	153	139	117	116																																																																																																										
算定方法	現	例	現	例	現	例	現	例																																																																																																										
毎日利用	103	72	72	104	104	109	109	109																																																																																																										
週1休み	7	6	30	24	35	28	7	6																																																																																																										
週2休み	3	2	18	11	6	4	1	1																																																																																																										
週3休み	0	0	3	1	6	2	0	0																																																																																																										
週4休み	1	0	4	1	2	1	0	0																																																																																																										
合計	114	111	127	109	153	139	117	116																																																																																																										
減児童数	▲3		▲18		▲14		▲1																																																																																																											

項目	国の専門委員会報告書（抜粋）	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案																
<p>2. 具体的な基準の内容について</p> <p>【参酌すべき基準】</p> <p>(4) 施設・設備</p>	<p>①専用室・専用スペース</p> <p>○専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。</p> <p>○事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり 1.65 m²以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり 1.65 m²を満たしていない約 25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「<u>児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上</u>」とすることが適当である。</p> <p>②その他</p> <p>○保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、<u>静養スペースを設けることが適当である</u>。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとするべきである。</p>	<p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・1人あたり 1.65 m²以上 ・静養スペースの確保 <p>○放課後児童クラブ1人あたり面積別施設数</p> <table border="1" data-bbox="1406 594 1967 888"> <thead> <tr> <th></th> <th>1.65 m²未満</th> <th>1.65 m²以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>7 7%</td> <td>95 93%</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>4 18%</td> <td>18 82%</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11 9%</td> <td>113 91%</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H25.5 現在)</p> <p>○1.65 m²未満の放課後児童クラブ</p> <p>□公設クラブ（ひまわりクラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下山（H26 整備解消予定） ・竹尾（H26 整備解消予定） ・新潟（H26 整備解消予定） ・女池（H26 整備解消予定） ・浜浦（H26 整備解消予定） ・小須戸（H26 整備解消予定） ・西内野（H25 整備中） <p>□民設クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵光ひこばえクラブ（私立幼稚園） ・バンブーキッズ（NPO・借家） ・きっずぽーと（NPO・スーパー空スペース） ・大通学童クラブ（私立保育園） 		1.65 m ² 未満	1.65 m ² 以上	合計	ひまわり	7 7%	95 93%	102	民設	4 18%	18 82%	22	合計	11 9%	113 91%	124	<p>■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。（再掲）</p> <p>■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要。（再掲）</p> <p>制度改正による「新潟市施設整備方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.小学校空き教室の利用（ひまわりとして整備） 2.小学校敷地内に整備 3.放課後、児童下校後の特別教室などの暫定利用 4.小学校の近隣公共施設内あるいは民有地に整備 <p>※1.2.4は従来の整備手法</p>	<p><論点4></p> <p>専用室・専用スペースについてどう考えるか。 基準に定める1人あたり面積について。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高学年受入れに際し、人数の溢れているクラブの施設整備について、早めに手を打つべきである。 ・大きな子がいると動く範囲が広い。施設確保が懸案材料。 ・適正な児童の規模やスペースを確保した時に待機児童を出さないことができるか懸念される（再掲）。 ・施設の規模に子どもを合わせるのではなく、子どものニーズに環境の方を合わせていく視点を持つことが必要。 ・きちんと生活するスペースや静養するスペースを確保してあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。 ・高学年、特に女子の受入れにはトイレ等設備面の配慮が必要。 ・魅力ある放課後児童クラブづくりが必要。 <p><案></p> <p>児童1人あたりおおむね 1.65 m²以上を確保することとする。 静養スペースを設けることを適当とし、設置の方法はクラブの実情に応じたものとする。</p>
	1.65 m ² 未満	1.65 m ² 以上	合計																	
ひまわり	7 7%	95 93%	102																	
民設	4 18%	18 82%	22																	
合計	11 9%	113 91%	124																	
<p>(5) 開所日数</p>	<p>○開所日数については、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間 <u>250 日以上</u>を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 開所日数 294日（平成25年度予定）</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 地域の実情に応じて開所日数を決定 土曜閉所（開所日数250日未満）：4クラブ</p>	<p>ニーズ調査の結果を踏まえ検討する事項。</p>	<p><論点5></p> <p>開所日数についてどのように定めるか。</p> <p><案></p> <p>開所日数は、年間 250 日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>																

項目	国の専門委員会報告書（抜粋）	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案
<p>2. 具体的な基準の内容について</p> <p>【参酌すべき基準】</p>	<p>(6) 開所時間</p> <p>○開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えため、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、<u>平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則</u>とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。</p> <p>○開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 平常授業期間 放課後～午後6時30分 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前8時～午後6時30分</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 地域の実情に応じて利用時間を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわりクラブより短い開所 午後6時まで：8クラブ ・ひまわりクラブより長い開所 （休業日）午前7時30分から：4クラブ 午後7時まで：8クラブ 	<p>ニーズ調査の結果を踏まえ検討する事項。</p> <p>■保育園並みの開設時間が保護者の希望 【保育園並みにした場合の開設時間の例】 平常授業期間 放課後～午後7時 土曜・休校・長期休業期間 午前7時30分～午後7時</p> <p>■子どもの健全育成とのバランスも大切。</p>	<p><論点6> 開所時間についてどのように定めるか。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成と仕事と子育てを両立する保護者の支援のバランスを考え、安易な時間延長にならないよう慎重に検討しなければならない。 ・時間延長のニーズが本来どのようなものか、よく分析し、単に楽だから、安心だからということではなく、家庭としての教育の時間も持てることを配慮したうえでの開所時間としていかなければならない。 ・「生活の場」という面を強調しすぎ、保護者側の視点にだけた開所時間とせず、家庭で子どもと過ごす時間とのバランスを深く追求することが必要。 <p><案> 平日1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、<u>地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</u> （具体的な開所・閉所時間については、ニーズ調査の結果を詳細に検討し、次回提示。）</p>
<p>(7) その他の基準</p>	<p>○他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。</p> <p>○本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項等を踏まえ、<u>「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。</u></p> <p>○特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。</p> <p>○このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 社協作成のマニュアルに 「新潟市ひまわりクラブの危機管理」や 「新潟市ひまわりクラブ指導員行動規範」 （※第2回資料3）がある。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。</p>	<p>その他、基準として定めるべき基準について。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考） ◎新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 （平成二十四年条例第77号） ※第2回資料4参照</p> </div>	<p><論点7> 安全管理の基準についてどのように考えるか。</p> <p><案> 国が定める省令上の基準を条例に網羅し、現場に立つ指導員へ全て行き渡るよう、市は事業を行う者に助言を行うものとする。</p>

項目	国の専門委員会報告書（抜粋） ※ただし利用料金・減免制度及び指導員待遇については記載なし。	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案																															
<p>3. その他</p> <p>【基準に併せて検討が必要な項目】</p>	<p>事業に対する国の助成 【育成事業費（特別会計）から事業実施市町村への補助】</p> <div data-bbox="507 331 1383 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○運営費（放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱）</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。 残りの1/2を公費負担とし、1/3を国が補助。 保護者負担額は、月額4,000円～8,000円の設定割合が高い。 </div> <table border="1" data-bbox="507 499 1012 869"> <thead> <tr> <th>利用者負担（月額）</th> <th>割合（2011年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2,000円未満</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>2,000円～4,000円未満</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>4,000円～6,000円未満</td><td>28.3%</td></tr> <tr><td>6,000円～8,000円未満</td><td>24.6%</td></tr> <tr><td>8,000円～10,000円未満</td><td>12.1%</td></tr> <tr><td>10,000円～12,000円未満</td><td>7.2%</td></tr> <tr><td>12,000円～14,000円未満</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>14,000円～16,000円未満</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>16,000円以上</td><td>2.7%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(H24決算)</p> <p>[運営費の負担の考え方] ※国の1/6は事業主拠出金財源</p> <table border="1" data-bbox="813 890 1383 1163"> <thead> <tr> <th colspan="2">国の考え</th> <th colspan="2">公設クラブにおける市の現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 1/6</td> <td rowspan="3">保護者 1/2</td> <td>国 14%</td> <td>保護者 31%</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/6</td> <td rowspan="2">新潟市 55%</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>政令市負担</p>	利用者負担（月額）	割合（2011年）	2,000円未満	3.9%	2,000円～4,000円未満	14.3%	4,000円～6,000円未満	28.3%	6,000円～8,000円未満	24.6%	8,000円～10,000円未満	12.1%	10,000円～12,000円未満	7.2%	12,000円～14,000円未満	4.2%	14,000円～16,000円未満	2.7%	16,000円以上	2.7%	国の考え		公設クラブにおける市の現状		国 1/6	保護者 1/2	国 14%	保護者 31%	都道府県 1/6	新潟市 55%	市町村 1/6	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 月額6,900円</p> <p>【減免制度】 生活保護世帯 全額免除 市民税非課税世帯 2/3免除 市民税所得割 1万円未満世帯 1/2免除 23万5千円未満世帯 1/3免除</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） ひまわりを基本としながら、個々のクラブの実情に応じて利用料金を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひまわりクラブと同じ利用料金：17クラブ ひまわりより高い利用料金：5クラブ 減免制度なし：6クラブ（委託5・補助1） <p>※参考 新潟市社会福祉協議会 （公設 ひまわりクラブ） 正規指導員（有資格者） 月給126,200円（月額） 臨時指導員 月～金曜日 760円 土曜日 1,020円</p>	<p>■開設時間を延した分は延長料金を設定。</p> <p>■必要な子どもが利用できるよう減免は必要。</p> <p>■保育園に近い応能負担にするため細分化が必要。</p> <p>■前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の差で利用料金に差があってもいいが、減免は公設・民設の統一が必要。</p> <p>■指導員の待遇改善が必要（指導員不足対策）。</p> <p>■事業者が安定的な運営や経営ができる仕組みが必要。</p>	<p><論点8> 利用料金及び減免制度についてどう考えるか。 指導員の待遇についてどう考えるか。</p> <p><案> 国の運営費負担の考え方に準じながら、利用料金について検討する。 次回具体的案を提示。</p>
利用者負担（月額）	割合（2011年）																																		
2,000円未満	3.9%																																		
2,000円～4,000円未満	14.3%																																		
4,000円～6,000円未満	28.3%																																		
6,000円～8,000円未満	24.6%																																		
8,000円～10,000円未満	12.1%																																		
10,000円～12,000円未満	7.2%																																		
12,000円～14,000円未満	4.2%																																		
14,000円～16,000円未満	2.7%																																		
16,000円以上	2.7%																																		
国の考え		公設クラブにおける市の現状																																	
国 1/6	保護者 1/2	国 14%	保護者 31%																																
都道府県 1/6		新潟市 55%																																	
市町村 1/6																																			
<p>【その他（基準以外の事項）】</p>	<p>①あっせん・調整等について</p> <p>○改正児童福祉法において、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある。</p> <p>○なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。</p> <p>②優先利用について</p> <p>○市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の児童 生活保護世帯の児童 生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童 障がいのある児童 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童など 	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 条例施行規則にて、利用申込は指定管理者に行い、指定管理者が入会許可書の交付をするように規定。 ただし、特別事由入会は、市が審査、許可証の交付を行う（仕様書に規定）。</p> <div data-bbox="1427 1436 1976 1724" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【特別事由と認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童に障がいがある 児童が特別支援学級に在籍している 児童虐待の傾向がある（児童相談所などのかかわりがある） 児童に大人の対応が必要なアレルギー、発作がある 学校から自宅までの距離が、おおむね4キロメートル以上ある </div> <p>○民設クラブ 入会に関することはすべて民設クラブで行う。</p> <p>現在待機児童なし。公設と民設が存在する学校区においては、保護者がクラブを選択できる。 公設は他の学校区のクラブは選択できない。</p>	<p>今後待機児童が出た場合の対応について。</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先利用について。 他学校区のクラブのあっせんについて。 	<p><論点9> 放課後児童クラブの利用手続きについてどう考えるか。</p> <p><案> 市が放課後児童クラブに関する情報を収集し、必要な情報を提供していく。市としては、今後も待機児童を出さないことを第一とし、民設クラブに対しては、国が示す優先利用の例示を情報提供する。</p>																															

項目		国の専門委員会報告書（抜粋）	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 （■はあり方懇談会の意見）	検討の視点と第2回部会までの委員の主な意見と案																			
3. その他	【その他（基準以外の事項）】																							
	(2) 対象年齢の明確化について	<p>○ 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。</p> <p>○ ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、<u>個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。</u>また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 条例にて対象児童を昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生と規定。 特別事由として認められる場合は、6年生まで受入れ。 77人／5,902人 1.3%（H25.5現在） 平成25年度は3クラブで高学年受入れモデル事業を開始。（万代長嶺・木戸・横越） 27人／229人 11.8%（H25.5現在）</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 6年生まで受入れ：5クラブ 205人／608人 33.7%（H25.5現在）</p>	<p>■小学校6年生までの受入れ（障がい児を含む）。</p> <p>高学年受入れモデル事業「見えてきた課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高学年の発達・成長についての指導員の研修が必要。 ・活動の内容の見直しが必要。 ・学年に応じた自立をどう図るか。 ・施設の改善必要（男女別トイレ、着替えスペースの確保など）。 ・子どもの意思をどのように把握、尊重していくか（保護者ニーズとの差）。 	<p><論点10> 高学年までの受入れをどのように考えるか。</p> <p><案> 公設クラブは、6年生まで受入れることとする。 民設クラブにおいては、個々のクラブの実情や保護者のニーズに応じて、受入れ対象学年を、事業を行う者が定めるものとする。</p>																			
	(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	<p>○ これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。</p> <p>○ さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。</p>	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施（H25年度 全113校中62校開設）。</p> <p>児童館内放課後児童クラブ：3クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀田東ひまわり 第1（亀田東児童館内） ・白根ひまわり 第1（白根児童センター内） ・青山児童クラブ（有明児童センター内） 	<p>■具体的な連携の指針を示し、放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任の共通理解を図ることが必要。</p> <p>※第2回資料2参照</p>	<p><論点11> 放課後児童クラブと放課後子ども教室（ふれあいスクール）や児童館との連携についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・ふれあいスクールと放課後児童クラブとは両者が独立して、良いところを活かしつつ連携していく必要がある。</p> <p><案> 各校の実情に合わせ、今後もさらに連携を進めていく。</p>																			
	(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	<p>○児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。</p> <p>○ ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東区 スイミングクラブ経営 株式会社 ・北区 保育園運営 社会福祉法人 		<p><論点12> 放課後児童健全育成事業として実施しない類似事業にどのように関与していくか。</p> <p><案> 市が実態把握に努め、保護者への情報提供を行っていく。</p>																			
(5) その他	<p>○ 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障がいのある児童も障がいのない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障がいのある児童が安心して生活できる環境となるよう、<u>障がいのある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。</u></p> <p>○ また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、<u>児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。</u>このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。</p>	<p>○放課後児童クラブ障がい児受入れ施設状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受入れなし</th> <th>受入れあり</th> <th>合計施設数</th> <th>受入れ児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>29 28%</td> <td>73 72%</td> <td>102</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>13 59%</td> <td>9 41%</td> <td>22</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42 34%</td> <td>82 66%</td> <td>124</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（H25.5現在）</p> <p>※全国の障がい児受入れ施設割合：約51%</p>		受入れなし	受入れあり	合計施設数	受入れ児童数	ひまわり	29 28%	73 72%	102	216	民設	13 59%	9 41%	22	21	合計	42 34%	82 66%	124	237		<p><論点13> 障がい児の受入れ体制の強化等についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・様々な障がいの専門的知識を持つ指導員の配置が必要。（再掲）</p> <p><案> 民設クラブにおいても公設クラブと同様な障がい児の受入れ体制が整えられるよう、検討していく。 放課後児童クラブが、児童相談所や区健康福祉課との連携を図ることができる体制の整備を検討していく。</p>
	受入れなし	受入れあり	合計施設数	受入れ児童数																				
ひまわり	29 28%	73 72%	102	216																				
民設	13 59%	9 41%	22	21																				
合計	42 34%	82 66%	124	237																				